

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素（わかりやすく事務負担が少ない）」「迅速（特に低所得の方々）」「適切（できるだけ公平に）」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円／人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円／世帯を給付

令和6年でのできる限り早期に開始

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円／世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

・減税額確定（令和7年3月確定申告）
を待たず、令和6年に入手可能な
課税情報をもとに、前倒しで給付

・自治体の事務負担などを踏まえ、
1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が
不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯 【2】

住民税均等割 非課税世帯 【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を自安に支援

住民税均等割 のみ課税世帯 【2】

新たに非課税等となる世帯 【3】

住民税所得割／所得税納税者

定額減税
1人4万円※×（本人+扶養親族）

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。